

津軽藩々政文書の基礎的研究 (一)

——近世前期藩政文書を中心に——

長谷川 成一

はじめに

明治一〇年一月、旧津軽藩々主津軽承昭は「津軽旧記類」編纂の完成を祝する次の書簡を、編纂に携わった下沢保躬に与えてその労を稿った。

予カ家ノ記録、高照公御在世中諸書ノ誤伝ヲ改正シ、文庫ノ秘書及ヒ諸士ノ黒印感状並民間ノ古書古老ノ伝説等若干冊ヲ編集セラレタリト、然レトモ其書類両度迄火災ニ罹リ世ニ伝ルモノ稀ナリト聞、実ニ千載ノ遺憾ト云ヘシ、其他諸家数種ノ記録アリト云トモ其首尾完全スルモノ或ハ尠シ、茲ニ下沢子夙ニ輯纂ニ志アリ、遍ク我カ旧記ヲ聚メ兼松樋口ノ二子ト相共ニ検閲校正日夕編摩ニ従事シ、遂ニ康和年中ヨリ明治四年ニ至ル為年七百七十余為世二十有六各祖先ノ偉勲孫謀歴々著明ニシテ無窮ニ伝ルコトヲ得タリ、抑此書ノ成ル下沢之ヲ草創シ樋口之ヲ討議シ兼松之ヲ修飾シ、三子ノ力功予実ニ是ヲ嘉尚シ、適マ此冊子ヲ閱スルニ逢フ、仍テ以テ茲ニ附言ス、

明治十年一月 承昭御印

下沢保躬殿

津軽承昭は、「津軽旧記類」を津軽藩中興の英主である四代信政の史書編纂の跡を受け継ぐ位置にあるものとして称

揚しているが、同書は現在でも『津輕歴代記類』上・下、『津輕藩旧記伝類』として研究に広く活用されている。また同じく明治三〇年に菊池元衛によって編纂された『津輕信政公事績』（乳井龍雄）にも「津輕旧記類」は引用書目に入っており、ついで大正一五年に刊行された『青森県史』（近代歴史学の洗礼を受けた森林助等の編者によって編纂された）の引用史料に、本書は大きな比重を占めていると言っても過言ではない。

このように津輕藩研究及び史書の編纂に携わる人々が「津輕旧記類」にかくも依拠するのは、その収載記録が正確であることが第一に挙げられるであろう。その正確さは先の津輕承昭の書簡にも記述してあった如く、下沢達が「遍く我カ旧記ヲ聚メ」て「検閲校正」を行なうて、所謂史料蒐集と史料批判という近代歴史学の手続を経て編纂に踏み出したからである。史料批判の方はともかく、下沢等が編纂に使用した書名は、『津輕旧記類引用書目』^④によれば二四三点に及ぶ。前述の『津輕信政公事績』は本書を含めて書名の明確なものが一六種であるのをみれば、「津輕旧記類」編纂のための史料蒐集に、如何に莫大な精力が注入されたかが窺われるであろう。

ところが、右の二四三点の中に「——文書」と表示されているのは「津輕文庫古文書」と題する一点のみで、他は大部分が日記・家記・筆記の第二次乃至第三次史料の類である（当の「津輕文庫古文書」もその内容・性格・数量を下沢は記していないので、実態は全く不明）。当時としても編纂に際して、文書史料の欠如には決定的なものがあつたようである。しかし文書史料が少いなりに、何時の期間の文書が少くて、何時の時点から次第に多くなるのか、またジャンル別での精粗や、存在形態の変遷など幾つかの疑問が当然湧いてこよう。

右の疑問を解決するには、「津輕旧記類」のみならず同書が依拠した原史料は勿論のこと、現在に至る迄の史料集・研究書その他の中から、津輕藩の藩政文書を一通毎に吟味する作業を経過しなければならず、ひいてはこの作業を経ずしては津輕藩研究の今後の大幅な前進は望み得ないのではなからうか。翻って、最近では藩政文書は本当にな

いのかという素朴極まる疑問も提出されているので、筆者が最近の調査によって採訪した文書を今後提示しつつ、津輕藩々政史研究に新たな展望を開くことを目標に置いて、本稿を同藩々政史研究進展の一助としたい。

なお本稿に於て取り扱う津輕藩々政文書とは、藩主家である津輕家が各方面へ発給し、また各方面から送られて津輕家が受領した文書、並びに藩当局が藩政を遂行してゆく上で取り交した行政文書を指し、家臣団関係文書をも含む。時期としては、藩政成立期より寛文期に至り同藩々政が確立に向う期間を対象とする。しかし藩主家の家文書はそれ以前のものも当然含まれるものとする。

① 小野士格編「弘前市史編纂材料」第三三（一般郷土史料 弘前市立弘前図書館）。なお『津輕承昭公伝』（津輕承昭公伝刊行会 大正六年）三七五頁所収の同書簡とは、字句に若干の異同がある。弘前市立弘前図書館を、以後弘前図書館と略記する。

② 『弘前図書館蔵郷土史文献解題』（弘前図書館 昭和四五年）六九〜八二頁。

一、津輕藩研究史と文書史料

従来の津輕藩研究は、周知の如く弘前大学国史研究会を中心として各研究者により現在も精力的に進められているが、その成果に多少の片寄りの存在することは既に指摘されているところである。譬えばジャンル別にみた場合、政治史・文化史（宗教史を含む）に比較して社会経済史の分野が手薄であるとか、时期的には藩政確立期以降に論文が片寄っているなどの言及がなされている。殊に成立期に限っていえば、科学的な実証に裏づけられた事実構成が余り成されているとは言い難い。これらの指適は各首肯し得るものばかりであるものの、当該問題は十分に史料をめぐっての事情に起因していると推察される。社会経済史分野の立遅れは、地方文書の発掘調査が全く不充分であることに

原因があり、しかも国立史料館と弘前図書館の「津軽家文書」なかんづく膨大な量を誇る藩庁日記に依拠すれば、寛文期以降の同藩々政史の諸問題は充分に研究可能であるが故に、右に挙げた分野が比較的等閑にされる由縁があったのである。

社会経済史の分野に関しては、本稿の主題とする所ではないので別に措くとして、成立期藩政史の立遅れに就いては、既に十数年以前に荒井清明氏の鋭い指適がなされていた。氏は津軽藩研究の隘路の一つは根本史料の不足にあること、津軽藩の創業期については殆んど後世の編纂物（近世中期以降の編纂にかかる）によるものであること、編纂の原史料は多くは亡失又は所在不明で、原史料に拠って確認することができないなど、当面の問題点を明確にし、今後の研究には、旧津軽伯爵家文書の点検と民間にある文書の採訪がなされねばならない旨の提言を行なった。其後の津軽藩研究を回顧するに、残念ながら氏の提言を推進する方向で必ずしも進展してきたとは思われない。それには様々な理由が考えられるが、やはり一つには藩政時代から公的な形で巷間に伝っていたように、藩内に於ける文書史料の決定的な僅少性によって、研究意欲が著しく減殺されたことがあげられる。

荒井氏も述べておられる如く、成立期に於ける弘前城内の火災と、江戸藩邸の明暦大火罹災、対南部氏の関係を慮つての後世の史書編纂過程に於ける作為等で、文書史料残存の可能性が著しく希薄となったのである。なかでも火災による文書焼失が、現在に至る文書史料欠如の過半の理由を占めていたのではないかと、筆者は考える。寛永四年九月五日の弘前城内の火災は、落雷によるもので火薬庫に火が移り大爆発を起した。武器類の焼失は勿論のこと、「古代之記録諸士之感状系函伝書迄」が当火災によって悉く灰燼に帰ってしまった^①。また明暦三年正月の江戸大火によって、神田小川町の上屋敷が罹災、その際上屋敷土蔵に収められていた「御代々御日記并御武器御重器」が、またもや焼失した^②。

このように国元と江戸双方に於ける火災によって、津軽藩の成初期史料は数多く焼滅したものと想像される。やがて享保一六年に完成した津軽藩の官撰史書「津軽一統志」にも右の焼亡記事は明瞭に記載され、先述津軽承昭書簡にも信政時代に編纂した旧記焼失の事が屢々述べられる程、文書史料の焼失という認識は藩政時代のみか維新後も広範囲にゆきわたった。なお南部氏との関係を慮って、後世の編纂過程中に文書を作爲した行為については、事柄の性質上、その証拠が残りにくいものであるから、今のところ確証を得るに足る具体例を発見できないものの、当然津軽氏に不利な文言の記述されている文書が、史書に採録されない可能性を否定できないであろう。

註 ① 荒井清明「津軽藩創業期に於ける若干の問題」(『弘前大学国史研究』第三八号 昭和三九年)九頁。

② 右同書 九頁。

③ 封内事実秘苑(弘前図書館)巻二 寛永四年九月五日の条。以後、当史料を秘苑と略記する。同日の条によれば、焼失した古記録・系図類は家臣団から差出させていたもので、「毎日御調記相認候」とあって、史書編纂のためであろうか、信枚は古書の蒐集と筆録を計画していた模様である。

④ 右同書 巻四 明暦三年正月一八・一九日兩日の条。文中「御代々御日記」が如何なる史料を指すのか不明であるが、當時、藩主の年代記の如き編年体の記録が存在したのかもしれない。

⑤ 『津軽一統志』(『新編青森県叢書』二 昭和四九年 歴史図書館)二三〇・二五六頁。以後、同書を「一統志」と略記する。

二、津軽藩々政文書編年目録

成初期津軽藩の文書史料の僅少性は、大概右に述べた経緯に拠るものである。右の事情を踏まえて、前述荒井氏の提言にもあったように、旧津軽伯爵家文書の点検と民間に残存する文書史料の採訪が急務であることは当然のこととして、より拡大した視野で以て現存する文書史料の確認が当面の重要課題として浮上してこよう。筆者はその前段階として、維新以来現在に至る迄に刊行された青森県史関係書籍(掲載写真図版を含む)、及び公開されている国公立

機関に架蔵の津軽藩史料、双方に含まれる同藩々政文書を摘記・採録し、それらに文書名を付して編年順に配列する作業を試みた（実際に原本を閲覧する機会がなかった場合には、当該機関の目録に拠ったことを予め断っておく）。そこで取り扱う時期は、津軽藩々庁日記が記録を開始する寛文元年六月三日以前迄とする。理由は藩庁日記の登場によって、津軽藩の藩政全般に渉る記事が網羅的に記述され、藩政文書も大概同日記に採録されるようになるからである（藩庁日記は国元の分だけでも三二九七冊が存在し^①、その性格及び記載様式は各時期によって異なり一律ではない。特に初期の部分は城中日記ともいべき内容であって、後の日記とは一線を画する性質をもつが、本稿ではその点を問題にした場合、主題から逸脱してしまふ恐れがあるので、また繁雑さをも回避する意味から、寛文元年六月三日以前迄とした）。

当目録は、仮題として「津軽藩々政文書編年目録」とし、記載事項は文書番号（筆者が整理の都合上便宜的に付した番号である）、年代、表題、数量、文書を収載している書名若しくは文庫を表示する番号の順で記した。紙数の都合上、法量、形態について今度は割愛し、内容については掲載文書全てが書名等の表示番号によって遡ることが可能な史料である故、敢て各文書に註記することをしなかった。但し、津軽藩々政史にとって特に重要と思われる事柄や、筆者が必要と考えた場合には、それぞれ適宜註を目録中に付し、目録註として目録の末尾にまとめた。また偽文書と断定するのに充分な確証のある文書は採録しなかったが、若干疑義はあるものの偽文書と断定し兼ねるものは極力採り、目録註で疑問点を提示するに留めた。

目録の全体は左の如く五つに区分して、各文書を配列した。

- A 年代の確定または推定可能な文書
- B 年代不確定の印判状、判物、御内書

C 年代不確定の幕府老中奉書

I (祭祀・年中行事・礼儀作法・社交・冠婚葬祭)^⑧

II (キリシタン統制関係)

III (その他)

D 年代不確定の諸家書状

E 年代の確定可能な参考文書

Eは先に述べた藩政文書の定義からは外れるものであるが、津軽藩々政の動向を探る上で若干なりとも参考になると考え、本目録に入れることにした。

次に文書を収載している書名・文庫名と番号は左の通りである。

- 1 津軽家文書(国立史料館)、2 津軽家文書(弘前図書館)、3 津軽文書(東京大学史料編纂所影写本、以後影写本と略記する)、4 森文書(影写本)、5 阿保文書 三(影写本)、6 佐藤文書(影写本)、7 一般郷土資料(弘前図書館)、8 津軽古文書 全(東京大学史料編纂所謄写本)、9 信政公御代日記(津軽古図書保存会 弘前図書館)、10 葛西秘録(岩見文庫 同上館)、11 御定法編年録(同文庫 同上館)、12 | a 封内事実秘苑 一(一般郷土資料 同上館)・b 同 二・c 同 三・d 同 四、13 『史料館所蔵史料目録』第一二集(国立史料館 昭和四二年)以後『史料館目録』と略記する、14 『津軽歴代記類 上』みちのく双書 第七集(青森県文化財保護協会)以後同会を保協会と略記する 昭和三四年)以後『歴代記類』と略記する、15 『津軽藩旧記伝類』みちのく双書 第五集(保協会 昭和三三年)以後『伝類』と略記する、16 『津軽一統志』(『新編青森県叢書』一 歴史図書社 昭和四九年)、17 『平山日記』みちのく双書 第二二集(保協会 昭和四二年)、18 『永祿日記』みちのく双書 第一

- 集（保協会 昭和三十一年）、19『日本林制史資料』弘前藩（農林省 昭和七年）、20— a 『津軽史』みちのく双書特輯 第二卷（保協会）・ b 『同書』第三卷・ c 『同書』第四卷・ d 『同書』第七卷、21『青森県史』第一卷（青森県 大正一五年）、22『新編青森県叢書』一所収写真図版（歴史図書社 昭和四九年）、23『大日本史料』第一二編五（東大出版会 昭和四四年）、24— a 『弘前大学国史研究』第一二号・ b 『同研究』第六八・六九合併号、25— a 『陸奥史談』第三輯・ b 『同』第九輯・ c 『同』第三一輯、26『東奥文化』第一七号、27— a 『うとう』第一三号・ b 『同』第一八号・ c 『同』第一九号・ d 『同』二二号・ e 『同』第五五号・ f 『同』第七一号、28『弘前市史 藩政編』（弘前市 昭和三七年）、29『津軽興業誌』（青森県立図書館 昭和二八年）、30『鱈ヶ沢町史』第一卷（鱈ヶ沢公民館 昭和三四年）、31『平内町史』上卷（平内町 昭和五二年）、32『黒石地方誌』（津軽書房 昭和四八年）、33『西津軽郡史 全』（名著出版 昭和五〇年）、34『岩木町誌』（岩木町 昭和四七年）、35『浅瀬石川郷土誌』（陸奥郷土会 昭和六年）、36『岩木川物語』（青森県河川協会 昭和四〇年）、37森林助『津軽黒石藩史』（歴史図書社 昭和五一年）、38宮崎道生『青森県の歴史と文化』（津軽書房 昭和五二年）、39山上貢『続つがるの夜明け』上卷（陸奥新報社 昭和四四年）所収の写真図版、40『新釈青森県史』中（東奥日報社 昭和四八年）、41『松野コレクション物語り』（東奥日報社 昭和三七年）、42『別冊太陽 戦国百人』（平凡社 昭和五三年）所収写真図版、43『岩手県中世文書』下卷（岩手県教育委員会 昭和四三年）

右に列記した外にも刊行書籍を閲覧したが、文書が掲載されていなかったり、又収録されていても既に右の書籍等からの転載であった場合には、敢て収録することをしなかった。

また江戸時代に編纂された史料・史書の中で、右に列記したもの外に、代表的なものとしては、東日流記（岩見文庫）、愚耳旧聴記（同文庫）、津軽歴世録（同文庫）、奥富士物語（同文庫）、同書は『新編青森県叢書』五・六卷

に収められている)、津軽古事伝記(津軽古図書保存会)、本藩通観録(岩見文庫)、要記秘鑑(同文庫)、慶長日記(津軽古図書保存会)、津軽信義公御代日記(同会)、津軽信枚公御代日記(東京大学史料編纂所贈写本)などを参照したが、当目録に採録すべき文書は見当らなかつた(津軽信枚公御代日記を除けば、他の史料は全て弘前図書館に所蔵されている文庫である)。

なお当目録に遺漏のあることは十分に承知しているつもりである。また誤脱その他については今後訂正補訂を重ねて、目録の充実を図りより正確な内容にしてゆきたい。

津軽藩々政文書編年目録

A 年代の確定または推定可能な文書

- (1) 永享六年十月二十二日 金沢家信任右京亮口宣案 (目録註1) 一通 1、26
- (2) 宝徳三年三月十八日 金沢家信任右京亮口宣案 一通 1、26
- (3) (元亀二年) 五月 津軽為信誓言条々 (目録註2) 一通 14
- (4) (天正十九年) 六月二十日 豊臣秀吉朱印状 (目録註3) 津軽右京亮宛 一通 1、3、8、10、12 | a、16、16、28
- (5) (天正十九年) 八月九日 豊臣秀次判物 津軽右京亮宛 一通 1、3、8、10、12 | a、16、43
- (6) (文禄二年) 五月二十五日 豊臣秀次判物 津軽右京大夫宛 一通 1、3、21
- (7) (文禄二年カ) 近衛前久書状 (目録註4) 津軽右京兆宛 一通 21
- (8) 慶長五年正月二十七日 津軽為信任右京大夫口宣案 一通 1、26、39
- (9) (慶長五年) 八月十九日 徳川秀忠判物 (目録註5) 津軽右京亮宛 一通 1、8、9、10、12 | a、16、21

- (10) 慶長六年五月十一日 津輕信枚從五位下任越中守口宣案 写共六通 13
- (11) 慶長九年十一月二十二日 津輕為信黒印覚書状(目錄註6) 念西宛 一通 42
- (12) 慶長十一年九月十一日 愛宕山祐海書状 津輕為信宛 一通 28
- (13) (慶長十二年) 津輕為信跡目相統願書状(目錄註7) 一通 14、23
- (14) (慶長十三年カ) 三月二十六日 結城秀康黒印状(目錄註8) 津輕右京宛 一通 6、23
- (15) (慶長十三年) 五月二十日 津輕大熊書状(目錄註9) 本多佐渡守・本多上野介宛 一通 10、12—b、14、17、18
- (16) 慶長十三年七月二日 津輕信枚百沢寺拾二坊屋敷方年貢免除申渡状(目錄註10) 一通 13
- (17) (慶長十四年) 正月十六日 本多正信書状 津輕越中守老中宛 一通 41
- (18) (慶長十四年) 正月二十五日 大久保忠隣・本多正信連署奉書 津輕年寄中宛 一通 10、12—b、16、21、22、41
- (19) (慶長十四年) 四月二十六日 幕府年寄普請奉行連署奉書(目錄註11) 津輕右京宛 一通 1、3、24—b
- (20) 慶長十四年六月五日 津輕信枚浜の長峰等黒印派立申付状 白取世兵衛宛 一通 21、29
- (21) 慶長十四年七月十八日 津輕信枚黒印寺領宛行状 革秀寺宛 一通 13
- (22) 慶長十四年八月六日 津輕信枚黒印知行宛行状 町田勝右衛門宛 一通 39
- (23) 慶長十五年八月一日 津輕信枚岩木山百沢寺願文 一通 13、34
- (24) 慶長十七年六月二十一日 津輕信枚黒印知行加増状 白戸清兵衛宛 一通 10、12—b、16
- (25) 慶長十九年五月八日 服部康成・桜田右兵衛連印奉書(目錄註12) 対馬与左衛門宛 一通 29
- (26) 慶長十九年九月 津輕信枚熊野三所権現願文 一通 21

- (27) (元和五年) 五月二十日 幕府年寄衆連署奉書 (目錄註13) 津輕越中守宛 一通 2、24 | b
- (28) (元和五年) 六月二十一日 津輕信枚國替ニ付心得申渡状 白取瀬兵衛・服部長門宛 一通 13、27 | e、28
- (29) 元和六年十一月十八日 津輕信枚黒印深浦町派立許可状 北村久左衛門宛 一通 21、29
- (30) 元和六年十一月十八日 津輕信枚黒印柏木町派立許可状 工藤小左衛門宛 一通 21、29
- (31) 元和六年閏十二月二十六日 服部康成外二名連印礼銀請取状 中村斎藤六兵衛宛 一通 41
- (32) 元和七年十月二日 津輕信枚黒印大間越派立許可状 北村久左衛門宛 一通、21、29
- (33) 元和八年八月 津輕信枚熊野三山権現願文写 一通 2
- (34) 元和九年三月八日 津輕信枚黒印寺領宛行状 革秀寺宛 一通 13
- (35) 元和十年正月 津輕信枚熊野山代参願文写 一通 2
- (36) 寛永元年六月二十五日 津輕信枚黒印近江沢派立許可状 森内左兵衛・大湯彦右衛門宛 一通 12 | b、20 | b
- (37) (寛永二年) 五月十五日 酒井忠世・土井利勝連署奉書 (目錄註14) 津輕越中守宛 一通 10、12 | b、14、16、20 | c、21、29
- (38) 寛永二年六月十九日 津輕信枚朱印鮎鱸商買赦免状 亀岡在中宛 一通 12 | b、20 | a
- (39) 寛永三年四月六日 津輕信枚黒印青森派立許可状 森山弥七郎宛 一通 12 | b、14、20 | a、21、29
- (40) 寛永三年四月六日 服部康成外二名青森派並商売市立申付状 青森派中宛 一通 11、12 | b、14、20 | a、21、29
- (41) 寛永三年四月六日 津輕信枚黒印館岡村派立等許可状 一町田太左衛門宛 一通 21、29
- (42) 寛永三年四月六日 津輕信枚黒印知行宛行状 森岡采女正宛 一通 39

- (43) (寛永五年^カ) 九月十四日 天海僧正書狀(目錄註15) 津輕越中守宛 一通 39
- (44) 寛永六年四月二十七日 津輕信枚掟狀 百沢寺宛 一通 1、2、15、19
- (45) 寛永六年四月二十七日 津輕信枚岩木山虚空藏堂願文 三通 13、28
- (46) 寛永六年九月二十一日 津輕信枚百沢寺願文 一通 1、14
- (47) (寛永六年) 十一月十三日 服部康成・乾安傳青森町商賈定狀 一通 11、12 | b、20 | a、21、29
- (48) 寛永八年二月二十一日 津輕信義寄進狀写 高野山南谷遍照尊院宛 一通 13
- (49) 寛永十一年正月十一日 津輕信義黒印知行宛行狀 町田村から善衛門宛 一通 39
- (50) 寛永十一年正月十一日 津輕信義黒印寺領宛行狀 革秀寺宛 一通 13
- (51) 寛永十一年三月二十二日 津輕信義青森舟着申付狀 服部長門・乾四郎兵衛宛 一通 11、20 | a、21、29
- (52) (寛永十一年) 四月十一日 幕府老中酒井忠世奉書(目錄註16) 津輕越中守宛 一通 33、41
- (53) (寛永十一年) 五月十五日 幕府老中酒井忠世奉書 津輕越中宛 一通 41
- (54) (寛永十一年) 八月二十六日 津輕信孝外十二名暇願書狀(目錄註17) 青木兵左衛門・高田八郎兵衛宛 一通 10、12 | c、16
- (55) 戊(寛永十一年) 九月 津輕信義家訓覽書狀 一通 14、21
- (56) 寛永十一年十二月二十九日 津輕信義叙從五位下任土佐守口宣案 写共四通 13
- (57) (寛永十一年) 舟橋長真外二名書狀 服部長門守・乾大膳宛 一通 16
- (58) 亥(寛永十二年) 三月二十一日 青木忠勝外二名柳川調興道具預狀(目錄註18) 一通 20 | d、21
- (59) (寛永十二年) 三月二十二日 服部康成書狀 馬田八郎兵衛外二名宛 一通 20 | d、21

- (60) (寛永十三年) 七月二十六日 幕府老中連署奉書(目錄註19) 津輕土佐守宛 一通 2、8、14、21
- (61) (寛永十三年) 十二月十四日 幕府老中連署奉書(目錄註20) 津輕土佐守宛 一通 2、8、14
- (62) (寛永十三年) 十二月二十三日 津輕信義書狀 松野大学・大道寺隼人宛 一通 14
- (63) 寛永十四年八月 津輕信隆制札 一通 30
- (64) (寛永十四年) 十二月三日 幕府老中連署奉書(目錄註21) 津輕土佐守宛 一通 2、8、14
- (65) 寛永十五年四月一日 大道寺直英・松野信安連署牧証札 一通 29
- (66) (寛永十五年) 九月二日 津輕信義書狀(目錄註22) 木村全之介宛 一通 15
- (67) (寛永十六年) 七月二十三日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2、8
- (68) (寛永十六年) 九月十二日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2
- (69) (寛永十六年) 十月二十二日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通、2、8
- (70) 寛永十六年 大道寺直英・松野信安下柏木村派立制札 一通 17
- (71) (寛永十七年) 七月十八日 津輕信義書狀 松平伊豆守外二名宛 一通 24 | a、38、41
- (72) (寛永十七年) 九月八日 幕府百人組頭渡辺宗綱書狀(目錄註23) 大道寺隼人・松野大学宛 一通 2
- (73) 寛永十七年十一月二日 津輕信義黒印知行宛行狀 津輕百助宛 一通 1
- (74) (寛永十八年) 三月二十五日 津輕信義書狀(目錄註24) 進藤修理宛 一通 27 | f
- (75) (寛永十八年) 四月二十六日 進藤修理書狀 津輕土佐守宛 一通 27 | f
- (76) (寛永十八年) 四月二十六日 近衛信尹書狀 津輕土佐守宛 一通 1、3、10
- (77) (寛永十八年) 九月八日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2、8

- (78) (寛永十九年) 八月十九日 幕府老中連署奉書 (目錄註25) 津輕土佐守宛 一通 2、8
- (79) (寛永二十年) 九月十一日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2、8
- (80) (寛永二十年) 十月十七日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2
- (81) (寛永二十年) 十一月二十四日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2
- (82) 寛永二十年十二月二十一日 唐牛与五右衛門外二名伝馬宿送等申渡状 外浜代官河口清左衛門・八木橋清兵衛宛
一通 20 | a
- (83) 寛永二十一年二月 津輕信義黒印知行加増状 杉山八兵衛宛 一通 39
- (84) (寛永二十一年) 四月二十五日 山科言総書状 津輕土佐守宛 一通 2
- (85) (正保元年) 正月二十九日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2
- (86) 正保二年十月十八日 津輕信英親類書届状 一通 37
- (87) (正保二年) 十二月二十七日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2、8
- (88) (正保三年) 正月二十一日 幕府証人奉行連署奉書 (目錄註26) 津輕土佐守宛 一通 2、8
- (89) 正保三年四月 浅草常福寺口上書 一通 13
- (90) (正保四年) 八月十日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2、8
- (91) (正保四年) 八月二十六日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2、8
- (92) (正保四年) 九月四日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2
- (93) 正保四年十二月 津輕信義黒印知行加増状 津輕百助宛 一通 1
- (94) 正保五年二月十三日 津輕信義黒印知行加増状 津輕百助宛 一通 1、28

- (95) (正保五年) 二月二十七日 杉山吉成・神保三右衛門連署状 盛岡采女宛 一通 2
- (96) 正保五年二月晦日 津輕信義黒印知行加増状 唐牛吉大夫宛 一通 10、16
- (97) (慶安元年) 閏正月五日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2
- (98) (慶安元年) 閏正月十九日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2、8
- (99) (慶安元年) 四月八日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2、8
- (100) (慶安元年) 四月二十八日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2、8
- (101) 慶安元年八月二十一日 森岡信年・津輕信隆連印書状 佐藤理左衛門・村井新助宛 一通 20 | a
- (102) 慶安二年十月十七日 津輕信義黒印知行宛行状 傍島太兵衛宛 一通 7
- (103) 慶安二年十二月三日 津輕信義黒印知行加増状 津輕百助宛 一通 1
- (104) 慶安三年八月二十三日 盛岡信年・津輕信隆獅頭派頭申付状 佐藤理左衛門・村井新介宛 一通 11
- (105) (慶安三年) 九月十九日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2
- (106) 慶安四年四月十六日 長尾安左衛門外二名連印青森町人諸職人地子申付状 佐藤理左衛門・村井新介宛 一通 11
- (107) (慶安四年) 六月七日 津輕信義証人替届状 杉浦内蔵亮・酒井紀伊守宛 一通 14
- (108) (慶安四年) 八月二十九日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2
- (109) (承応二年) 閏六月二十三日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2、8
- (110) (承応二年) 八月二十三日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2、8
- (111) (承応二年) 十月十七日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2、8
- (112) (明暦元年) 七月二十七日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2、8、14、20 | d

- (113) 明曆元年八月二十九日 木村半左衛門鮭留判紙請求状 伴ノ林十郎・成田権左衛門宛 一通 25 | c、36
- (114) 明曆元年九月十五日 新里村喜左衛門・源十郎鮭穿判紙請求状 成田権左衛門・伴ノ林十郎宛 一通 25 | c、36
- (115) (明曆元年) 十一月二十六日 山本安次遺言状 同母宛 一通 15、21
- (116) (明曆元年) 津軽信政起請文 北条安房守宛 一通 32
- (117) 明曆二年二月九日 津軽信英起請文 渡辺凶書・土井能登守宛 一通 37
- (118) 明曆二年二月九日 津軽信英起請文 津軽百助外五名宛 一通 37
- (119) 明曆二年八月 津軽藩家老連印知行渡状 津軽十郎左衛門宛 一通 32、37
- (120) 明曆二年八月 津軽藩家老連印地行割状 津軽十郎左衛門宛 一通 37
- (121) 明曆二年九月十七日 津軽信秀黒印知行宛行状 小湊村喜助宛 一通 31、37
- (122) 明曆二年九月十七日 津軽信英黒印知行宛行状 茂浦村肝煎三郎右衛門宛 一通 31
- (123) 明曆二年九月十七日 津軽信英黒印知行宛行状 小湊村孫六宛 一通 31
- (124) 明曆二年十月三日 青女子村小十郎外三名鮭川役判紙請求状 伴林十郎・成田権左衛門宛 一通 25 | c、36
- (125) 明曆二年十一月二十一日 津軽信英書状 (目錄註27) 津軽百助宛 一通 37
- (126) 明曆二年十二月二日 津軽信政黒印碇ケ関出切手 碇ケ関横目衆宛 一通 39
- (127) 明曆三年八月六日 津軽信隆・神保三右衛門家老襲職起請文 北条安房守宛 一通 9、12 | d、21
- (128) (明曆三年) 八月十二日 北村源右衛門書状 森岡主膳宛 一通 20 | d
- (129) 万治元年閏十二月二十七日 津軽信政叙従五位下任越中守口宣案 写共六通 13
- (130) 万治二年正月二十二日 津軽信政黒印碇ケ関出切手 碇ケ関横目衆宛 一通 4

- (131) 万治二年十月一日 津軽信政黒印碇ケ関出切手 碇ケ関横目衆宛 一通 27 | a
- B 年代不確定の印判状、判物、御内書
- (132) 四月十九日 足利政氏印判状写^(目錄註28) 久慈右京亮宛 一通 3
- (133) 正月二十八日 織田信雄判物 南部右京亮宛 一通 13
- (134) 正月十六日 豊臣秀吉朱印状 津軽右京亮宛 一通 3、13、14
- (135) 七月二十日 豊臣秀吉朱印状 津軽右京宛 一通 15
- (136) 十月晦日 豊臣秀吉朱印状 津軽右京亮宛 一通 1、8
- (137) 十二月十日 豊臣秀吉朱印状 津軽右京亮宛 一通 1、3、8、14
- (138) 十二月二十四日 豊臣秀吉朱印状 南部右京亮宛 一通 1、26、28
- (139) 四月十日 豊臣秀次判物 南部右京亮宛 一通 13
- (140) 九月二十六日 徳川家康御内書 津軽右京亮宛 一通 1、3、8、14
- (141) 十二月二十八日 徳川家康御内書 津軽右京亮宛 一通 1、3、39
- (142) 六月二十六日 徳川家康御内書^(目錄註29) 津軽宮内大輔宛 一通 1、8、26、27 | f
- (143) 十月二日 徳川家康御内書 津軽越中守宛 一通 41
- (144) 七月二十四日 徳川秀忠御内書 津軽右京亮宛 一通 1、3、8
- (145) 十二月二十七日 徳川秀忠御内書 津軽右京亮宛 一通 1、3
- (146) 正月二十四日 徳川秀忠御内書 津軽越中守宛 一通 10

- (147) 九月八日 徳川家光御内書 津軽土佐守宛 一通 39
- (148) 十二月二十一日 徳川家光御内書 津軽越中守宛 一通 41
- (149) 五月四日 徳川家綱御内書 津軽土佐守宛 一通 39

C 年代不確定の幕府老中奉書

C—1 (祭礼・年中行事・礼儀作法・社交・冠婚葬祭)

- (150) 正月五日 幕府老中連署奉書 津軽土佐守宛 一通 2
- (151) 正月十日 幕府老中連署奉書 津軽土佐守宛 一通 2
- (152) 正月十三日 幕府老中連署奉書 津軽土佐守宛 一通 2
- (153) 正月十六日 幕府老中連署奉書 津軽土佐守宛 一通 2
- (154) 正月十六日 幕府老中連署奉書 津軽土佐守宛 一通 2
- (155) 正月十九日 幕府老中連署奉書 津軽土佐守宛 一通 2、8
- (156) 正月二十三日 幕府老中連署奉書 津軽土佐守宛 一通 2
- (157) 正月二十五日 幕府老中連署奉書 津軽土佐守宛 一通 2
- (158) 正月二十七日 幕府老中連署奉書 津軽土佐守宛 一通 2
- (159) 正月晦日 幕府老中連署奉書 津軽土佐守宛 一通 2
- (160) 正月晦日 幕府老中連署奉書 津軽土佐守宛 一通 2
- (161) 二月二日 幕府老中連署奉書 津軽土佐守宛 一通 2

- (162) 二月八日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2、8
- (163) 二月十日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2、8
- (164) 二月二十日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2
- (165) 二月二十三日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2
- (166) 三月二十三日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2
- (167) 三月二十八日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2
- (168) 三月晦日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2
- (169) 四月十一日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2、8
- (170) 四月二十八日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2、8
- (171) 六月三日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2
- (172) 六月十日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2
- (173) 六月十一日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2
- (174) 六月二十日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2
- (175) 六月二十九日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2
- (176) 七月二十九日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2
- (177) 八月十二日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2
- (178) 八月十二日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2
- (179) 九月一日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2

- (180) 九月十日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2
- (181) 九月十五日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2
- (182) 九月十六日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2
- (183) 九月二十日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2
- (184) 九月二十六日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2
- (185) 九月二十八日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2
- (186) 九月二十九日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2
- (187) 九月二十九日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2
- (188) 九月晦日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2
- (189) 十月九日 幕府老中松平信綱奉書 津輕土佐守宛 一通 2
- (190) 十月十六日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2
- (191) 十一月十八日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2
- (192) 十一月二十日 幕府老中松平信綱奉書 津輕土佐守宛 一通 2
- (193) 十一月二十日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2
- (194) 十一月二十一日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2
- (195) 十二月九日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2
- (196) 十二月十六日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2
- (197) 十二月十九日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2

- (198) 十二月二十三日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2、8
- (199) 十二月二十八日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2
- (200) 十二月二十八日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2
- (201) 十二月二十九日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2、8

C—II (キリシタン統制関係)

- (202) 正月二十七日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2、8
- (203) 正月二十七日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2、8
- (204) 二月二十二日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2、8
- (205) 二月晦日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 自白状共二通 2、8
- (206) 八月八日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2
- (207) 八月八日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2、8
- (208) 十月二十日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2
- (209) 十一月二十四日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2、8
- (210) 十二月二日 幕府老中連署奉書 津輕越中守宛 一通 2、8
- (211) 十二月五日 幕府老中連署奉書 津輕土佐守宛 一通 2、8

C—III (その他)

- (212) 八月十四日 幕府老中阿部忠秋奉書 津輕越中守宛 一通 25— a

D 年代不確定の諸家書状

- (213) 九月二十九日 津軽為信書状 大泉讚岐守宛 一通 5、21、28
- (214) 十一月五日 津軽為信書状(目録註30) 藤屋与右衛門尉宛 一通 3
- (215) 六月五日 津軽信枚書状(目録註31) 高屋豊前守・服部長門守宛 一通 1
- (216) 十二月五日 津軽信枚書状 乾四郎兵衛・郡市兵衛宛 一通 1
- (217) 慶林院消息(目録註32) つかるけん物宛 一通 39
- (218) 三月二十四日 津軽信枚書状 津軽千助宛 一通 39
- (219) 九月六日 近衛信尹書状 津軽右京亮宛 一通 3
- (220) 四月三日 花山院忠長書状 森岡采女宛 一通 25—b
- (221) 正月二十五日 花山院忠長書状 傍島九郎左衛門宛 一通 28、39
- (222) 津軽信義黒印知行宛行状 築館助五郎宛 一通 34
- (223) 四月二十四日 津軽信隆書状 佐竹三河守宛 一通 5
- E 年代の確定可能な参考文書
- (224) 慶長十八年六月二日 徳川家康伝馬朱印状(目録註33) 伝馬宿中宛 一通 41
- (225) 丑(慶長十八年)十一月二十八日 幕府年寄衆連署通行手形 人改奉行中宛 一通 27—b
- (226) 元和七年九月三日 加藤忠広黒印知行宛行状(目録註34) 傍島太兵衛宛 一通 7
- (227) (寛永十三年)八月十五日 花山院忠長書状 大信坊宛 一通 32

(目録註1) 1・2号 二通の口宣案は、津軽家の遠祖金沢家光・家信父子に発給されたものである。『一統志』

附卷四〇五頁の「津軽屋形様御先祖次第」にみえる「御初代金沢右京亮」が家光を指し、家信は「第二代南部右京亮」であろう。家光・家信に関しては経歴に不明の個所が多く、家光は津軽則信の後見役であったとも言われる。津軽家自体の系譜の中でも、例えば「陸奥弘前津軽家譜」乾(東京大学史料編纂所謄写本)は政信を初祖に、「一統志」本巻では始祖を光信に置いており、家光・家信は必ずしも津軽家の直接的な先祖とは見做されていなかった。因みに前掲『一統志』附巻の系統を並べると、家光―家信―光信―盛信―政信―為則―為信の流れである。なお家信口宣案は『史料館目録』一〇頁に宝徳六年と記されているが、宝徳三年の誤りである。

(目録註2) 3号 当誓言条々は七ヶ条から成るもので、『歴代記類』にしか採録されていない。文言に疑問を挟む余地が若干あるものの、他の史料と対校ができないので、一応目録に載せた。

(目録註3) 4号 天正一九年の九戸政実の乱に際して、秀吉が津軽為信に発給した糸印の軍令状である。原文書は秀吉朱印状であるが、秘苑巻一および葛西秘録は、秀次判物になっている。印のほか文言にも異なるので、秘苑に載せられた当文書を左に示すと(カッコの註は、筆者が原文書と校訂した分である)、

奥州(奥州奥郡為御仕置)為仕置江戶大納言尾張中納言(後)越前宰相其外御人数被遣候、然者南部家中企逆意族(可加成改)可成敗候旨被仰出候

条、大谷刑部少輔申次第其万事可相動候也、

六月廿日 秀次(秀吉朱印)(花押)

津軽右京亮とのへ

と、誤写は甚しい。『一統志』一六八頁及び『青森県史』第一卷二〇六頁も、本文書を同様に秀次判物として掲載している。

(目録註4) 7号 本書状は『青森県史』第一卷二一八頁所収の文書で、右書は引用書目として「津軽文庫古書」を挙げている。津軽家文書・津軽文書など各文書にも本文書は見当らない。

(目録註5) 9号 本判物は慶長五年の関ヶ原の役に際して、徳川秀忠が津軽為信に出陣催促をしたものである。次節の註⑬に於て本判物を取りあげているので、参照されたい。

(目録註6) 11号 本覚書状は、津軽為信が発給した文書の中で、年記を明示している最も古く唯一のものである。

高 念西

拾三石一合四夕

歩米三斗九升 鯁澤にて渡申へく候

慶長九霜月廿二日 (為信黒印)

現蔵は弘前市円明寺で、念西は不詳(『別冊太陽 戦国百人』一三六頁の写真図版、一八一頁)。

(目録註7) 13号 本文書は宛所と年月日が記されておらず、また差出者名もないが内容からして津軽為信の書状に相違ない。『歴代記類』(五六頁)によれば、幕府年寄安藤直次・本多正信・同正純に宛てた書状であるという。

(目録註8) 14号 結城秀康が、慶長一三年に禁裏普請の奉行を務めた際、津軽為信に舟・材木の供給を仰いだ文書とみられる。津軽藩の禁裏御手伝普請は慶長一六年の参加が唯一のものと考えられていた(拙稿「北方辺境

藩研究序説」『弘前大学国史研究』六八・六九合併号、昭和五四年）が、当文書にみられる如く、正式な役職課の形態をとってはいないものの、秀康からの要請に答えて間接的ながらも普請に加る場合があったのであろう。初期の禁裏造営普請の実態を知る上で、重要な文書である。

〔目録註9〕 15号 津軽大熊事件の発端となった大熊の訴状。17号文書で幕府年寄本多正信は内々に大熊の訴訟が退けられたことを報じており、続いて18号奉書に於て津軽信枚の跡目相続、津軽一円は「越中殿次第仕置」、大熊を擁立して大光寺城に立籠った津軽建広の追放が幕府年寄衆から申渡された。

〔目録註10〕 16号 本文書について『史料館目録』は発給者を津軽為信と記しているが、為信は既に前年の慶長一二年一二月五日に死去しているので、津軽信枚であろう。

〔目録註11〕 19号 下総銚子築港御手伝普請を、津軽藩に命じる奉書である。本奉書と当普請に關しては、前掲拙稿六頁を参照されたい。

〔目録註12〕 25号 家臣団の知行地替地を命じた津軽藩老臣の連署奉書である。

〔目録註13〕 27号 元和五年の將軍家上洛に關しての幕府年寄衆奉書で、津軽信枚に上洛をせずともよい旨を書送っている。詳細は前掲拙稿五頁を参照されたい。

〔目録註14〕 37号 津軽から江戸への廻船を許可した奉書で、渡辺信夫氏は津軽藩の江戸廻米が開始された時点として当文書を把え、しかも江戸台所米としての江戸廻米であると述べている（同氏『幕藩制確立期の商品流通』柏書房 昭和四一年 二九四頁）。

〔目録註15〕 43号 津軽藩の預人大久保幸信赦免を報ずる書状である。本文書は従来余り知られていないので、左に紹介する。

其以来御無音候、兩上様御機嫌能替儀無御座候、御屋敷も御無事候、可御心易候、仍大久保主膳御赦免之儀候間、早々為御上可然候段御年寄中も可有演説候、恐惶謹言、

九月十四日 大僧正 天(花押)

津輕越中守殿 人々御中

花押は天海のものに間違いない(『読史備要』所収の花押を参考にした)。

(目録註16) 52・53号 寛永一一年、津輕信義に上洛を促す老中酒井忠世の奉書である。本奉書に捺押されている花押は、酒井忠世のものに間違いない(『読史備要』所収の花押を参考にした)が、信義の官職名は土佐守であるにも拘らず、宛名は越中である。信義が越中守を称した例は、諸系譜に見当らず、この点が両奉書の疑問な所である。但し、信義の叙任したのが同年一月二十九日であるから(56号文書)、それ迄の期間越中守を私称することがあった(『松野コレクション物語り』一二五頁)というが、確証はない。

(目録註17) 54号 本書は前記の大熊事件と並ぶ津輕藩の成立期御家騒動「舟橋騒動」の、発端となった文書である。このほか舟橋騒動関係文書としては、55・57・62号の三通がある。

(目録註18) 58号 津輕藩の預人柳川素庵調興については、周知の事であるので付言することはしない。同人関係文書としては、この外59・212号文書がある。なお寛永一二年に津輕藩が預った調興の道具類は、明暦の大火で江戸藩邸が罹災した時に焼失してしまったという(『津輕史』第七卷 四八三頁)。

(目録註19) 60号 津輕藩の預人花山院忠長の赦免を報ずる奉書である。忠長関係文書は、220・221・227号で、殊に赦免に関しては227号に、

御状過分に候、從江戸俄に迎參、何とやらん行当候、何様以面話可申述候、不宣、

八月十五日 (忠長花押)

大信坊

とあり、赦免を知らせる老中奉書が七月二六日に出されている事から、それが当地に通知されて、忠長が大信坊へ早速報知したのであろう。

(目録註20) 61号 本奉書は、寛永一三年来日した朝鮮来聘使の日光社参に際し、鞍置馬の差出しを津軽藩に命じたものである。同年に日光東照宮社殿が完成しており、当社参は將軍家の威勢を内外に示すための参詣でもあった。なお幕府は対馬から江戸迄は沿道の諸大名・旗本に馳走役を賦課したが、江戸から日光への道中は、関東・東北大名に警固・接待を命じたものと考えられる(『日本財政經濟史料』第七卷 大蔵省 大正一二年 一一五九頁)。

(目録註21) 64号 本奉書は島原の乱勃発を、諸大名に幕府が伝達したものである。この外キリシタン統制を諸藩に徹底するために出された老中奉書は、67・79号、202から211号に致る文書群であり、量的には目録中で一つのジャンルを形成している。また71号の信義書状は、領内に於けるキリシタンの制裁を老中に報告したもので、寛永期の領内キリシタン統制の実態を知る好史料である。

(目録註22) 66号 寛永一六年、江戸藩邸に於て藩主信義を護衛した家臣木村明清に宛てた感状である。明清はその後、信義側近として仕え死去の時には殉死した(『伝類』一五一頁)。また明清と同じく山本安次も信義の近習であったので殉死し、その時の遺言状が115号である。

(目録註23) 72号 本書状は幕府百人組頭渡辺宗綱より下されたもので、津軽藩の預人となった相良頼兄の配流に至る経過を述べている。相良頼兄に関する文書は、右の外に112号老中奉書の頼兄死亡を確認した旨を伝える文

書がある。

(目録註24) 74〜76号 上記三通は「寛永諸家系図伝」に関する津輕藩側の対応文書である。次節に於て右の問題を関説するので参照されたい。

(目録註25) 78号 本文書は信義の弟信英の、幕府小姓組御番入祝儀披露を報じたものである。信英はその後、西丸書院番に転じ、明暦二年に五千石を給されて寄合に列した(『寛政重修諸家譜』巻七二六)。また甥信政が幼少のため、本藩々政の後見役を務めた。五千石を分与された時の史料としては、119・120号、後見役に関しては117・118・125号、自領内の知行宛行状は121(信秀は信英の別名)・122・123の各号文書がある。

(目録註26) 88号 幕府に差出した津輕藩証人大道寺直英と松野信安が死亡したことにより、交代として守岡与太郎と北村藤九郎を差出すことにした。しかし107号書状によれば、北村藤九郎は親の死亡により弟を証人として差出すことになった。幕府は大名の妻子を証人として江戸に集住させる方策を成立期より採用していたが、更に元和元年には諸藩の家老の子弟も証人として差出しを命じた(『東京市史稿』市街篇三 元和元年の条)。津輕藩には寛永一四年に証人提出が求められ、翌一五年に前述の大道寺と松野を差出した(『歴代記類』八九頁)。86号信英親類書届状も証人制の一環をなすものであり、延いては幕府の大名統制策に連結するものであった(三上参次『江戸時代史』上 富山房 昭和一九年 二二八〜一三八頁)。

(目録註27) 125号 本起請文は『黒石地方誌』に収載されている文書である。年記が入っておらず、また信政が起請文を証人奉行へ提出した記録は確認できない。しかも、原文書の所在が註記されていないので検索も不可能である。しかし偽文書と断定するに足る材料が外にないので、一応目録には採録した。

(目録註28) 132号 宛名の久慈右京亮は、大浦光信の子盛信と推定される。津輕氏は勃興期には南部・久慈の両姓

を称しており、盛信の母は九戸郡下久慈に居た金沢家信の娘である（前掲「津軽家譜」坤）ことから、盛信は久慈氏を称することがあったのであろう。

〔目録註29〕 142号 宛名の津軽大蔵大輔は、為信の長子津軽信建である。『史料館目録』二〇頁には宮内少輔とあるが誤植であらう。

〔目録註30〕 214号 本文書は数少ない津軽為信の書状の中でも、212号と異なり余り知られていないので左に紹介する。

以上

一筆令啓候、仍罷登候刻は種々御懇志之段忝存候、来春は拙者在所にて舟御（つね）あわせ可有之儀候、早々御越尤候、我等やかて罷下候へん間、懸御目萬可申承候、尚御状申入候、

十一月五日 津軽右京

為信（花押）

藤屋与右衛門尉殿

御宿所

宛名の藤屋某は不詳。

〔目録註31〕 215号 福岡藩々主黒田忠之の鷹匠衆が松前へ渡海のため領内を通行するのに、津軽信枚が家臣に便宜を計る様に命じた書状。信枚はあわせて分領中の伝馬人足の整備も申付けている。

〔目録註32〕 217号 慶林院は信義室、桂林院とも称す。津軽監物は喜多村政広か（『津軽史事典』名著出版 昭和五二年、二六・五七頁）。

〔目録註33〕 224号 本文書には、「津軽越中殿被罷下候間、人数之儀は越中殿御断次第無相違可有御通候」とあり、津軽信枚の通行を幕府年寄衆が保証した過所手形である。

(目録註34) 226・228号 本文書によって傍島氏が津輕藩に仕官する以前は、加藤・生駒兩家に仕えていたことがわ

かる。加藤忠広は寛永九年、生駒高俊は寛永一七年にそれぞれ改易に処せられており(『恩栄録・廃絶録』近藤出版社 昭和五十一年、二四八・二五八頁)、傍島氏は102号の信義黒印知行宛行状にみえる如く、慶安二年には千石の知行を給されて、正式に津輕藩の家臣に組入れられた。

さて右の編年目録の全体をここで通観し、各時期毎の特徴と概要を述べることにする。

慶長五年以前に発給された文書としては、豊臣秀吉の朱印状が最も多く、また同年以後も將軍家御内書及び判物が大きな比重を占めているのが、当期の特色の一つであろう。その他慶長期にみられる藩政面の特徴としては、津輕為信の活動を窺い得るに足る文書は殆んどなく、むしろ二代信枚の藩体制成立に向けての動き(對幕關係をも含めて)を示す文書が多くなってきている。大熊事件の解決によって幕府から後援の保証を獲得した津輕信枚は、その基礎固めを行ない、御手伝普請の遂行、知行宛行による家臣団形成と知行制の成立、新田開発への取り組み等の状況が顯著にみられ、元和から寛永前期にかけて徐々に成果を表して来た。また寺社に対して出された様々な願文と寄進状は、信枚の精神生活を示す興味深いものであるが、反面百沢寺に掟状を下すなど寺社統制にも一步を踏み出していることは注目されよう。しかも信枚自身の黒印若しくは花押を捺しての発給形態をとる文書が大部分であることから、藩主の個人的な意志が藩政全般に直接的に反映しており、藩治職制が未整備の当期の状態の中で、信枚の個性が強烈に貫徹している様子が看取される。

次の信義代に入ると、家臣団への知行宛行状は別として、家老の藩政切り廻しが見え始め、原初的なながらも職制による職務分担の型体が漸く浮上してくる。しかし一方では舟橋事件が勃発し、津輕藩も全国的な幕藩制成立の趨勢の中で、藩体制の成立・整備に苦闘している姿が文書にも表現されている。寛永期の文書の中で最も量の多いのが幕府

老中奉書である。内容は非常に多岐にわたり、預人の問題やキリシタン統制、朝鮮来聘使の接待、春日局死去通知、將軍宣下などであるが、就中、將軍家との交際、献上品、年中行事などに関する奉書類は群を抜いている。特に各節句に於ける献上品披露の奉書は、信義の時期に限らず藩政期全時代を網羅していて、史料学的にみても興味の尽きない史料群であるといえよう。

ところが右の奉書類の中で不思議に思われるのは、信義に対する幕府老中奉書が同人の死去直前迄発給されているにも拘らず、四代信政宛の同奉書は、「年頭祝儀御太刀御馬献上披露」の奉書が寛文六年から、「黄鷹献上披露」の奉書が寛文四年から、「鱈献上披露」も寛文四年からであり、將軍家綱御内書が漸く寛文二年から発給されていて、明暦元年に信政が襲封してから十年間余り、奉書が津軽藩に下されなかったことを物語っている。信政が幼少である事の理由もあろうが、その間、津軽藩が幕府へ恒例の諸品献上を致さぬ事態は考えられぬので、その理由は勿論のこと奉書の史料学的な性格をも含めて、今後の検討課題とすることにしたい。

信政代には、本格的な藩政文書が登場してくる。鮭川役判紙請求状や関所出切手など、藩政一般に関わる文書がみられ、家老とは別に実務担当者の役務によって藩政の各部分が構成され、藩官僚制成立の萌芽がいよいよ認められてくるのである。編年目録には六通を載せるに留ったが、右の関係文書を今後順次提示して、成立期より確立期に至る藩政の諸相を、次稿以後、従来の研究史を踏まえて明確化してゆく予定である。

諸家書状の中で、預人花山院忠長の書状は個人的内容に関わるものが多いが、220号の家老盛岡信年宛の書状では、忠長が小笠原勘兵衛父子召抱を直接依頼し、その件につき津軽信隆にも予め根廻しをしておくなど芸の細い所を見ている。また預人とはいえ柳川調興も信政の諮問に預っている様子が藩庁日記の各所に散見する。従来、預人については学問文化の分野での言及はなされていたが、右に述べた視点は欠落しているので、預人の成立期津軽藩政に与え

た影響を今後様々な角度から検討を加える必要があろう。

- 註 ① 『津軽家文書目録』その一（弘前図書館 昭和四四年）三〇三三頁。
 ② C—の祭礼・年中行事などの分類は、前掲『津軽家文書目録』その三に從った。
 ③ 『東京大学史料編纂所報』第五号（昭和四五年）の「津軽藩史料の調査蒐集」報告二二二頁に於ても、本奉書類について言及がなされ、史料学的に参考になる旨のコメントが付されている。
 ④ 前掲『津軽家文書目録』その三 五一・五六・六〇頁。
 ⑤ 『弘前市史 藩政編』四五〇～四五二頁。以後、本書を『市史』と略記する。

三、津軽家文書に於ける文書史料の歴史的特質 —— 「津軽古文書」をめぐって ——

津軽藩々政文書編年目録によって、成立期から寛文元年六月三日以前に至る期間の文書数は二二〇余点を数えることができたが、その主体をなす文書群は、国立史料館（以後史料館と略記する）ならびに弘前図書館に架蔵されている津軽家文書であることについては、誰しも異存のない所であらう。

史料館に架蔵中の津軽家文書は、都下の津軽家に保管されていたもので、昭和二三年に原蔵者津軽義孝氏から直接史料館に引継がれた総点数約三五〇〇点に及ぶ史料である。^①一方、弘前図書館の同文書は、明治維新の後散逸の危険があったものの、津軽家出張所の文庫蔵に収められ、昭和四年六月に弘前図書館に一括移管された。^②その後幾多の紆余曲折を経て現在に至っており、移管された文書記録類は一五〇〇〇点に及ぶ。^③両館の史料については、江戸藩邸の史料は史料館に、国元の分は弘前図書館に分蔵されたと言い伝えられており、その所在形態は二分している。

右に述べた史料群の外に、未だ未採訪史料が残存していることは、編年目録を一瞥すれば当然気づかれることと思ふが、少くとも本稿で問題として俎上にのせた期間は、前述のようにやはり二機関に架蔵してある津軽家文書が圧倒

的な数量を占めることは首肯可能であろう。なお本来は一体であるべき史料が分置されたのであるから、自明のことではあるが、両館所蔵文書に一部の写を除外すれば重複するものはない。右の外に筆者が参照した中で文書と称される文書集としては、津軽文書、森文書^④、阿保文書^⑤、佐藤文書^⑥、津軽古文書の五文書であつて、阿保・森・佐藤の三文書は自家伝来の文書ではなく収集文書である。それ故、三文書は全く津軽家文書と重複することはなく、各家が独自に蒐集したことを裏書きしている。津軽文書は旧津軽伯爵家文書を影写したものであるから、史料館の文書と大概重複するが、182号の足利政氏印判状の如く津軽文書には採られているものの、『史料館目録』には記載されていない文書もあるので注意を必要とする。当印判状は津軽文書でも写であり、史料編纂所が原文書を影写したのではないので、当の写はともかくとして、原文書の所在は今では全く掌握不可能である。このような例は、219号近衛信尹書状も同様であり（信尹書状は原文書を影写）、津軽文書にしかみることができない。

次に謄写本ではあるが史料編纂所に架蔵されている「津軽古文書」（以後、「古文書」と略記する）の有する歴史的な背景を、津軽家文書との対比によって明らかにしたい。「古文書」の所収文書は、史料館・弘前図書館双方の架蔵文書と重複するものが実に多い。史料館津軽家文書（以後、国文書と略記する）と「古文書」との重複する文書は、4、5、9、136、137、140、142、144号の八通である。一方、弘前図書館津軽家文書（以後、弘文書と略記する）と重複するのは、60、61、64、67、69、77、78、79、87、88、90、91、98、99、100、109、110、111、112、155、162、163、169、170、198、201、202、203、204、205、207、209、210、211号の三四通である。編年目録を通観した限りでは、国文書・弘文書・「古文書」の三者が重複する事例はない。しかも、「古文書」に限って収載されていて、国文書にも弘文書にも該当する文書が見当たらないという事はなく、「古文書」は国文書と弘文書両者に憑拠して作成されたことを窺わせる。それと共に藩政時代は、国文書も弘文書も同所に収納されていた可能性も予想できよう。その場合格納場所が問

題となるが、恐らく江戸に於ける度重なる火災の危険を考慮して、江戸藩邸には置かず国元弘前に収置したものと思われる（江戸日記は時期によっては、毎年の如く江戸で記録した前年分を国元に送致している）^⑧が如何であろうか。さて「古文書」には、

右壹冊子余祖先嘗所拜受之御書及執政伝命之状也、日者近衛前殿下藤公請繕写之、呈閣下謹承高諭以應之云爾、

宝永三丙戌年冬十二月中幹

津輕越中守藤原信政

という津輕信政の奥書があり、津輕家の先祖が受領した重要文書を集めて近衛基熙に添削してもらった旨が記されている。ところで津輕藩に於ける官撰史書の編纂は、周知の如く津輕一統志が最も有名でありかつ唯一のものである。享保一二年五月、家老津輕校尉父子は領内を旅行し、豪家・寺院・社寺を訪ねては史資料を集め、その努力の結実したものが本書であるといわれる。しかし、史書編纂の動き乃至計画は、前述の如く二代信枚の代に既に古書・糸図等蒐集集のことが史料にみえており、五代信寿の治世期間に突然浮上してきたものではなかった。具体例に則して言えば、信枚の時代に古記録等の蒐集調査を担当した近習・役人を集めて、信政は「旧記」の編纂に着手し、信政自身は死ぬまでその校訂に余念がなかったといわれる。また信政は初入部の三年後には、領内の古記録及び寺社の縁起・棟札を書写させており、^⑨領内での古書蒐集にも精力を傾注した。更に信政の古文書採集に対する熱意が、並々ならぬものがあつた事を示す好事例がある。貞享元年六月、津輕藩は京都に於て商人糸屋助右衛門から、八月一九日付の津輕右京亮宛徳川秀忠判物を、金七両で購入した。^⑩当判物は編年目録9号文書で、徳川家康が関ヶ原の役に出陣する際、津輕為信に出陣催促をしたものであるから、本文書は幕藩制を通じて津輕家にとって徳川家に対する奉公の基点とも考えられる重要なものであつた。糸屋が当判物を所有するに至つた経緯は不明である旨を記しているので、その間の

事情を窺い知ることは不可能であるが、津輕藩では、糸屋から請書を取って当判物が糸屋の所蔵であったこと、当文書をめぐって今後問題が惹起した時には津輕藩に迷惑をかけぬことを誓せた。当判物は「御書ノ写」として掲載されており、現存している本文書と比較すると字句に若干の異同はあるものの、当時の再転写であることを考慮に入れば致命的なものではない。右の判物は「古文書」に収録されており、即ち「古文書」はこのように藩内のみならず領外に於ても文書・旧記の蒐集を怠らなかつた藩主信政の努力が結実した結果出来あがつた文書集であった。筆者の手許には、信政が明確に史書編纂の意図ないし用意をしていたという史料を持ち合せてはいないが、「古文書」の作成はまさに史書編纂のための基礎作業ともいふべき所作であり、一統志も「古文書」所収の文書を多く引用しているのみれば、信政の史書編纂の構想はかなり具体性をもっていたように考えられる。

さて、天和三年、幕府が「三河記」校訂を計画し、各大名に三河以来先祖が徳川氏から受けた古文書や家伝・系譜の類を録上せしめた所、貞享元年二月、信政は幕府老中へ次のように書送った。

御感状御書并御褒美等先祖^①被下置候は、書付差上可申之旨、先日被仰渡候、拙者手前にて右之御書付等所持不仕候、当御地罷在候家頼飯田半兵衛と申者之祖父方^②被下置候御書五通、御書付尙通右之写、則致進上候、尤在所^③も申遣候間、申来次第追而可申上候、以上、

二月七日

津輕越中守

阿豊後守殿

堀下総守殿

右の文意は、自家には徳川家から発給された文書は存在しないので、家臣の家文書を若干なりとも送付するというものである。今迄検討してきた編年目録をみても徳川家から発給された御内書その他は、家康・秀忠に限ってみても、八

通はあり（その内9号は同年六月に購入）、それらの内容たるや徳川家に対し不都合を生じるようなものではない。それに加え信政の古文書蒐集に対する熱意からしても、幕府への書上げ不提出を誠に奇異に感じるのは筆者一人のみではあるまい。時間的なズレはこの際措くとして、近衛家には所蔵文書の写を宝永三年に呈上し、幕府にはそれを録上しないという右の事柄は、津軽家の系図成立に密接な関係があるのではないかと考える。

抑々津軽氏が南部氏から派生したことは周知の事実であり、津軽氏が系図を如何に作為しようとも南部氏との関係を歴史事実の上で切斷することは不可能である。そこで津軽氏は五摂家筆頭の近衛家の猶子となることによって、政治的には勿論のこと系図の上からも南部氏からの独立を果すことを企画した。明治七年、津軽承昭が明治政府に差出した津軽家の系譜^⑩では、津軽政信を近衛尚通の庶長男として作っており、近衛家との関係を政信代から持ち続けたことを明記している（近衛家との関係については後述）。また津軽為信が近衛前久の猶子であるとの記事は諸書に散見するにも拘らず、その年記は不明である。文禄二年三月に上洛した折、為信は近衛家の屋敷に伺公（7号文書）して牡丹丸の紋章を拝受した。これ以後正式かつ密接な関係を、津軽家は近衛家と締結した。このように近衛家との関係保持が歴史事実として認められてくるのは、漸く為信代に入ってからである。

津軽家が近衛家と縁戚関係にあることを、公式に幕府から認定されたのは、「寛永諸家系図伝」（以後、「寛永系図」と略記する）の編纂にあたってであった。寛永一八年、太田資宗を初め林羅山・同春斎とによって編纂された「寛永系図」は、幕府の修史事業としては最初の試みであると共に、歴史的に全武家を把握する意味を持っていた。

諸大名の中には家系を詐称し系図を造作する試みも盛んにおこなわれたといわれるが、羅山らが真偽を弁じ、新旧を正して編修した^⑪。後の「寛政重修諸家譜」（以後、「寛政譜」と略記する）に於ては、「寛永系図」が一応の拠り所とされ、例えば津軽氏の場合、「寛永系図、家伝を引て政信が実父詳ならず、近衛後法成寺尚通が猶子となるによ

り、藤原氏と称すといひて、支流に入（後略）^⑧と冒頭に註記が付され、津軽氏は藤原氏頼通流に入れるのは、「寛永系図」に拠る旨を記している。74・75・76号の三文書は「寛永系図」を提出するに当っての関連文書であるが、74号の近衛家人進藤修理への津軽信義書状は、公儀より同氏の系図につき下問があったので、自家の筋目を近衛家に保証して欲しいという願書状である。それに対して近衛信尹からは、

津軽系図事、（近衛即久）龍山筆跡也、然者不及注子細、猶政信（近衛尚通）後法成寺為猶子事不可有其疑者也、

初夏廿六日　（近衛信尹花押）

（文中校註は筆者）

という右の返書（76号文書）を受領した。ここに於て津軽家は、自家と近衛家との縁戚関係を、公式に幕府に届け出る根拠を獲得したのである。幕府は当該系図を正式に認可したので、津軽家は代々藤原姓を称し、前述の「寛政譜」に於ても藤原氏に採録されて、南部氏からは系図の上でも完璧に独立することが可能になった。

なお「寛政譜」編纂の際にも、津軽藩では「寛永系図」の場合と同じく系譜を喜多村監物及び家老付右筆、目付、諸組小人に警固させて京都に運び、近衛家の屋敷で認可を受けて、その上で幕府に「系図・系譜」を呈上した。^⑨「寛永系図」・「寛政譜」によって公式に近衛家との関係を承認されたが、この後津軽藩は幕府から系図をめぐって何度か疑義を挟まれ、大目付に答書を提出するよう命ぜられた。その都度問題となるのは、第一は津軽の呼称の開始時点、第二は近衛家との関係である。文化七年の答書では津軽を称したのは為信からであり、それ以前は代々金沢・大浦を称していたこと、また政信が「近衛家御堂関白尚道（通）公有故當国江遷され元来御所縁故御猶子之御契約被遊」を報告した。^⑩幕府は津軽氏の呼称については、この後追究することを停めたが、政信を「尚通公猶子」と届けてあるのが余程気懸りであったものか、再度尋ね直した。津軽藩でも遂には屈して、「尚通公庶子」と書直して藩主寧親が自

らその旨を幕府へ届け出た。^①

右の如きの歴史的経過を經ているので、津輕藩としては家伝文書の取り扱いは慎重にならざるを得なかった。先述の眞享の書上げは、徳川家より発給された文書を対象とするという通達ではあったが、実際には他の諸大名の例をみても明らかな如く、家重代の文書を全て書上げている事例が大部分であった。津輕藩としては133・138・139号の如く、南部右京亮の宛名のある文書は、既に「寛永系図」によって南部氏とは無縁であることが公式に認められている事態では、提出した場合まことに都合の悪いものであった。また、近衛家との関係にも延いては影響するとすれば、幕府の命令を婉曲に拒絶するしか方法はなかったのである。

對幕府の問題に限らず、信政が近衛家に呈上した「古文書」にも、前記三通の南部右京亮宛の文書を掲載しておらず、對近衛家との間柄でも、南部氏の問題は禁忌であった。藩政時代に編纂された「一統志」にも、右の文書は収められていない。しかし「一統志」附卷には初代金沢家光より家信、光信、盛信、政信、為則までを南部姓にしており、「南部様と申も津輕様と申も、御家は御一体也^②」と記している。藩上層部の意識としては右の如き有様であったとしても、江戸時代を通じて津輕藩が度々系図改めを近衛家に願ひ出て認可を受けているのを見れば、これらの文書は益々秘すべきものとなってくるのである。

系図と文書は、本来ならば不離の關係にあった筈であるものが、系図のみが一人問題にされるようになり、一方文書のほうは御文庫に秘藏され、津輕家の系譜に支障を来す内容の文書は、江戸時代は言うに及ばず、維新に入っても史書編纂にあたっては採録されることがなかった。このように津輕家文書に於ける文書史料は、對幕府、對南部氏、對近衛家との絡み合いの中で、極めて政治的な色合いの濃い歴史的性質を有していたといえよう。

註① 『史料館目録』九五頁、解題の伝来の項。

- ② 宮川圭一郎「郷土資料解説(二)」(『東奥文化』一五号 昭和三四年)三〇〜三二頁。
- ③ 前掲『津軽家文書目録』その一 三頁。
- ④ 森文書の奥書には、本文書は弘前市在任の森林助氏所蔵であること、大正六年に影写した旨が記されている。
- ⑤ 阿保文書の奥書には、本文書は青森市在任の阿保左一郎氏所蔵であること、明治三十七年に影写した旨が記されている。
- ⑥ 佐藤文書の奥書には、本文書は弘前市在任の佐藤弥六氏所蔵であること、明治三十七年に影写した旨が記されている。
- ⑦ 江戸日記(津軽家文書 弘前図書館)安永四年三月二二日の条。江戸藩邸日記役の申立によれば、明和九年・安永二年兩年分「御日記下帳」二五冊と、「於青松寺御馳走御用留」二〇冊を、表右筆が国元に下向する際、国元日記方へ下している。また同じく江戸日記 天明六年三月二七日の条には、国元へ送る「江戸御日記」が余りにも重量が掛るため、表右筆が駄賃金を要求し、駄送が認められている。
- ⑧ 「市史」史料解説二頁。なお同頁によれば、一統志は信政時代に編纂を計画したものの実現に至らず、信寿が遺志を継いだものであると外崎寛氏の指通を記している。外崎氏は自著「弘前城主越中守津軽信政公」(明治三五年)に、それに関するの典故を明示していないので詳細は不明であるが、筆者は本文でも述べた通り信政以前から右の動きは存在し、信政はそれを継承し発展させた側面もあるので、必ずしも外崎氏の説に拠ることはしなかった。
- ⑨ 秘苑 卷二 寛永四年九月五日の条。
- ⑩ 御国日記(津軽家文書 弘前図書館)寛文四年五月一七日の条によれば、そのほかに十三物語や御郡謂書などを書写させたといわれる。
- ⑪ 信政公御代日記(津軽古図書保存会 弘前図書館)貞享元年六月晦日の条。
- ⑫ 右同書 同日の条。
- ⑬ 「御書ノ写」を左に記すと(カッコの校訂註は、筆者が「古文書」と対校したもの)、
- 来書本望之至候、内府出馬次第其方可為御上之由尤ニ存候、此節丈夫に申付候間、可御心易候、尚大久保相模守可申候、恐々謹言、
- 八月十九日 秀忠御判
- 津軽右京亮殿
- となり、校訂を加えた箇所は書癖や不注意による誤写、または転写を繰り返す内に犯した誤りと判断される。
- ⑭ 『譜牒餘録』下(国立公文書館 昭和五〇年)解題(福井保) 一〜二頁。

- ⑮ 右同書 中(同館 昭和四九年)五四一頁。
- ⑯ 前掲陸奥弘前津輕家譜 乾。
- ⑰ 坂本太郎『日本の修史と史学』(至文堂 昭和四一年)一六二〜一六三頁。
- ⑱ 『寛政譜』卷七二五。
- ⑲ 御用格 卷一 御朱印御系図(津輕家文書 弘前図書館)寛政四年一〇月二六日・十一月八日兩日の条。
- ⑳ 系譜御尋答書 文化七年(津輕古図書保存会 弘前図書館)。
- ㉑ 御系譜之儀ニ付公儀へ上申せし書簡奉書 文化九年(㉑と同じ)。
- ㉒ 『一統志』四〇四頁。
- ㉓ 御用格 第一 御朱印之部(津輕家文書 弘前図書館)宝曆八年七月七日の条にみえる例など。

むすび

津輕藩々政文書編年目録の検討によって、同藩々政文書の特徴と同藩々史研究に於ける文書史料の問題点が浮彫りにできたものと思われる。

各時期の文書に就いては二に於て、また津輕家文書中の文書史料の歴史的 성격に就いては三に於て、既に述べた所であるのでこれ以上加言することはしないが、全体を通観した場合、津輕藩々主宛老中奉書が量的には他を圧し、一方自藩内の文書としては藩主の黒印知行宛行状が多い。老中奉書類が多量であるのは津輕藩に限られた現象ではなく、『大日本古文書』家わけの部(東大出版会)所収の各大名家の文書群を一覧すれば理解されるように、諸藩の史料残存状況の中では普遍的に見られるのである。また知行宛行状は、封建社会に於ける武家階級にとって存立基盤を保証し、主従制の根幹をなすものであるから、各家が大切に保管する故、現在に至る迄残存の可能性は強い。

次に津輕藩の行政文書は若干を数えるのみで、今後特に調査採訪がなされなければならない分野である。それは津

輕藩研究全体に渉る課題であると共に、特に成立期より藩庁日記の記録開始前後迄の時期は避けることのできない作業である。なお、編年目録の目録註にも記しておいたが、近世中期以降に編纂された家記類・史書に収録された文書には種々の問題があり、従ってそれに拠って記述された事柄には絶えず不確実さが付き纏うのは当然であり、科学的な実証とはいえない。如上の観点からも文書史料の採訪は急務であり、その成果に基いて津輕藩は言うに及ばず、当該時期の史料に恵まれない北辺諸藩研究の再検討が次の日程にのぼってくる筈である。